

陳 情 書

葉山町議会議長 伊東圭介 様

トゥモローランドホテル予定地から県道207号迄の
狭小道路部分にポール設置をお願い致します。

市街地における道路幅員は、住民の安全と、境界にある家屋等の損傷を防ぐため、道路法の車両制限令で、通行可能な車両の車幅が制限されている。

車両制限令では、道路境界から双方50センチずつ、更に車両のミラーなどの出っ張り部分の50センチの合計1.5mを道路幅員からひいた車幅しか通行できないとされている。

しかし道路管理者である葉山町道路河川課は、トゥモローランドホテルと葉山海岸線バス通り(県道207号)までの狭小町道には、車両制限令を適用しないと述べている。

従って通行する車両から、歩行者の安全や境界にある家屋等を守るため、適所にラバーポールの設置をお願いいたします。

令和5年11月27日

